

# ○大府市サロンリーダー養成研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が気軽に集える場（以下「サロン」という。）の設置及び運営を積極的に支援するリーダーを養成するために行う研修に対し、予算の範囲内において交付する大府市サロンリーダー養成研修補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市長が適当と認める社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）並びにサロンを設置し、及び運営することを予定し、又は実施している団体とする。

(補助対象研修)

第3条 補助金の交付の対象となる研修（以下「補助対象研修」という。）は、補助対象団体がサロンのリーダーとして必要な健康づくり、生きがい、レクリエーション等の知識及び技術を身に付けさせるために行う研修とし、補助対象団体又は補助金対象研修を受講する者は、サロンの運営に協力するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師謝礼（交通費を含む。）
- (2) 資料作成費
- (3) 機材使用料
- (4) その他養成研修に必要な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費の合計額とする。ただし、5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市サロンリーダー養成研修補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大府市サロンリーダー養成研修補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、同条の規定により申請した者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、市長が前条の申請書を受理した日の属する月以降の経費について行うものとする。

(交付の請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、速やかに大府市サロンリーダー養成研修補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認められるとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大府市サロンリーダー養成研修補助取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が前条第1項に規定する要件のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させることを決定したときは、大府市サロンリーダー養成研修補助金返還命令書（第5号様式）により通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。